

2022年5月31日

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第68期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況

連結注記表

個別注記表

株式会社 **ソフト99** コーポレーション

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものであります。(https://www.soft99.co.jp/)

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、企業グループ全体の統治方針として、当社グループを取り巻く各ステークホルダーとの関わり方についての行動原則となる『ソフト 99 グループ行動憲章』及び『ソフト 99 コーポレート・ガバナンス・ポリシー』を定め、管理運用しております。

これらに基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することの確保及びその他の会社の業務の適正を確保するための体制として、内部統制システムを構築運用しております。その概要は以下のとおりであります。

内部統制システムに関する基本的な考え方

次に掲げる事項の達成を通して企業価値の最大化を図ることを、内部統制システムを構築していく上での基本方針とする。

- ①業務執行を適切に監視・監督することによる経営の効率化
- ②経営の実態を正確に迅速に公表することによる信頼性の向上
- ③リスク管理体制及び法令遵守の徹底

上記事項達成のため、代表取締役社長を委員長とし、取締役及び部門長を委員とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの構築を推進する。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①グループ行動憲章を制定し、代表取締役社長がその精神を伝えることにより、企業活動の礎となる法令遵守を全役職員に徹底する。
- ②全社的な法令遵守体制の整備及び問題点の把握に努めるため、内部統制委員会内部に、取締役会決議により選任された取締役を部会長とする法令遵守部会を設置し、法令遵守に関する重要な問題を審議し、法令遵守部会長はその結果を随時内部統制委員会と取締役会に報告する。
また、取締役は管掌部門の法令遵守に関する問題点を分析し、その対策を具体化する。
- ③取締役及び監査役が法令遵守上の問題を発見した場合は、すみやかに法令遵守部会に報告する体制を構築する。
- ④使用人が法令上疑義のある行為等について法律事務所に報告することを可能とする内部通報制度を設ける。
また、法律事務所より通報を受けた法令遵守部会は、顧問弁護士等とその内容を調査し、再発防止策を協議・決定し、全社的な再発防止策を実施する。
- ⑤使用人の法令・定款等違反行為については法令遵守部会から人事部門に処分を求める。
取締役及び監査役の法令・定款等違反行為については法令遵守部会長が取締役会に具体的な処分を答申する。
- ⑥社会の秩序、企業の健全な事業活動の脅威となる反社会的な団体・個人とは一切の関係を持たず、一切の利益を供与しない。また、総務部門に不当要求防止責任者を設置し、

不当要求等が生じた場合は、総務部門を窓口として顧問弁護士や所轄警察署と連携して適切な措置を講じる。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ①文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に関する諸情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という)により記録に残し、保存する。
- ②取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①内部監査部門は、内部統制委員会と連携し、各部門の日常的なリスク管理の状況(リスクに対する適切な判断と対処状況)を監査し、随時、内部統制委員会及び取締役会に報告する。
- ②内部統制委員会内部に危機管理部会を設置し、代表取締役社長を同部会の部会長、総務担当取締役を同副部会長とし、危機管理の強化を推進する。
- ③経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、代表取締役社長を長とする危機管理対策本部を設置し、外部専門家等とも連携し、迅速かつ適切な対応を行う。

4.取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保するための体制

各取締役は、管掌部門の的確なリスク管理を行い、以下①～④の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- ①取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程、稟議規程等に基づく職務権限の分配・意思決定ルールを徹底検証する。
- ②取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく部門毎の業績目標と予算を設定する。
- ③月次・四半期業績はITを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会に報告する。
- ④取締役会による月次業績の精査と改善策を実施する。

監査役は上記①～④に関する取締役の職務の執行の適正・効率性について監査する。

5.当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①関係会社管理規程その他関連規程に基づき、子会社の内部統制の統括は内部統制委員会とし、内部監査、経営企画、人事、総務の各部門と連携し、各子会社の内部統制の構築、運用状況を定期的に確認、把握、評価するとともに必要に応じて改善のための支援を行う。また、内部監査部門は内部監査を行い、各子会社の職務執行状況等に関して検証し各社と協議のうえ改善を図り、内容について当社代表取締役に報告する。
- ②内部統制委員会が当会社同様の手法により子会社のリスクを総括的に管理する。
- ③各子会社間との定期的なヒアリング及びグループ全体の経営会議開催により、事業状況の報告を求め、経営・財務等の内容を適切に把握し、重要事項については事前協議を行う。
- ④必要に応じて当社の取締役又は使用人に子会社の取締役を兼務させ、当該兼務者から、

子会社の取締役会及び代表取締役の職務執行状況等を報告させる。

⑤グループ中期経営計画等を策定し、それに則り主要経営目標等の設定及び進捗について定期的な管理、検証を行う。

⑥子会社に対して、グループ行動憲章の周知徹底、法令遵守に関する社内研修等の啓蒙活動及び内部通報制度の運用によりグループ全体としての統制環境の強化に努める。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役は、使用人に対して監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。

②監査役から、監査業務に必要な指示を受けた使用人はその指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないものとし、補助使用人には、監査役に同行し取締役会やその他の重要会議に出席する機会を確保する。

7.取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制次に定める事項を監査役に遅滞なく報告する。

①会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

②毎月の経営状況として重要な事項

③内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項

④法令・定款の違反に関する事項

⑤内部通報制度の通報状況及び内容

⑥その他法令遵守に関する重要な事項

⑦上記のほか監査役がその職務遂行上報告を要すると判断した事項

8.子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

①子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、子会社の取締役会もしくは監査役を介して又は直接に、当社の取締役、監査役、使用人に報告することができる体制を整備する。

②報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを保証する。

9.監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について発生する諸費用の前払又は支出した諸費用等の償還や、負担した債務の弁済を請求した際は、その費用等が監査役の職務の執行に基づき発生したものでないことを当社が証明できる場合を除き、すみやかにこれに応じる。

10.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、取締役又は使用人に対して、適宜必要な調査・報告等を要請することができる。

②監査役は、取締役又は使用人が開催する諸会議に適宜出席することができる。

- ③必要に応じ、専門分野別の弁護士、公認会計士等を招聘し、監査業務に関する助言を受け、機会を保障する。

11.財務報告の信頼性を確保するための体制

財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保し、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のために必要な体制を整備する。

また、統制システムの有効性を定期的に評価し、その評価結果を取締役に報告し、適切な運用及び継続的な改善を行う。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

- ① 取締役会を 14 回開催し、法令等に定められた事項や経営にかかわる重要な事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督しました。また、取締役会には独立社外取締役・監査役・独立社外監査役が参加し、各ステークホルダーの立場から客観的な助言・提言を行うことで、受託者責任を踏まえた合理的な取締役会運営を行ってまいりました。
- ②監査役会を 13 回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査しました。
- ③グループ経営会議を 2 回開催し、中期経営計画及び各年度予算の執行状況を評価しました。
- ④内部監査部門は、内部統制システムが適切に機能しているか、不正が行われていないか、改善すべき事項はないかなど、独立した立場から検証し、各部門に対して定期的に業務監査を実施しました。
- ⑤会計監査人、監査役及び内部監査部門は連携に努め、情報交換会を年 4 回行い、適宜情報交換を行っております。
- ⑥法令、社内規程等の違反を報告するための通報窓口を社内及び社外に設け、通報者の保護を徹底するとともに違反等の早期発見と是正に努めています。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

イ. 連結子会社の数	10社
ロ. 連結子会社の名称	上海速特99化工有限公司 アイオン(株) アスモ(株) (株)ソフト99オートサービス (株)くらし企画 アライズ(株) (株)オレンジ・ジャパン (株)アンテリア (株)ハネロン アズテック(株)

②非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海速特99化工有限公司の決算日は、2021年12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、2022年1月1日から2022年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品・

原材料及び貯蔵品

当社及び国内連結子会社は主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を、また、在外連結子会社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法を、また在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 役員退職慰労引当金 当社及び一部の連結子会社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結注記表（9. 収益認識に関する注記）に記載のとおりであります。

⑤重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項

- イ. 退職給付に係る会計処理の方法
- i. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ii. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として 10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として 10 年）による定額法により費用処理することとしております。
- iii. 未認識数理計算上の差異の会計処理方法
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- iv. 国内連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ロ. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- ハ. のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、5 年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 「収益認識に関する会計基準」の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」といいます。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、返品されると見込まれる商品及び製品についての売上高及び売上原価相当額を認識せず、返金負債を流動負債の「その他」及び返品資産を流動資産の「その他」に表示しております。また、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費等の一部については、売上高から減額しております。代理人として行われる取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は 25,851 千円減少し、売上原価は 5,580 千円増加し、販売費及び一般管理費は 45,922 千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ 14,490 千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は 57,536 千円減少しております。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」といいます。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結会計年度に係る連結計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 繰延税金資産 874,954 千円 (相殺前)

② その他の情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のもの及び将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 減損損失 11,313 千円

② その他の情報

固定資産(のれんを含む)に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 15,903,371 千円

(2) 国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は、建物及び構築物 9,782 千円であります。

(3) 「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成 13 年 3 月 31 日公布法律第 19 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額より繰延税金負債相当額を控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上して

おります。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1項に定める近隣の公示地価に基づき、合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日 2002年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 $\Delta 64,395$ 千円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

場所	用途	種類
岐阜県高山市	遊休資産	土地
茨城県古河市	遊休資産	土地
大阪府大阪市他	遊休資産	その他無形固定資産

当社グループは、主として継続的に収支の把握がなされる事業内容又は事業所単位に基づき資産のグルーピングを行い、賃貸用資産及び使用の見込みがない遊休資産は原則として物件ごとに個別のグループとし、独立したキャッシュ・フローを生み出さない本社及び厚生施設等については各社の共用資産としております。収益性が低下し投資の回収が見込めなくなった資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減少し、当該減少額を減損損失として11,313千円を特別損失に計上しております。その内訳は、土地7,741千円、その他無形固定資産3,572千円であります。

なお、土地については、固定資産税評価額等に基づく正味売却価額により測定し、その他無形固定資産の電話加入権については、市場価額等に基づく正味売却価額により測定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	22,274,688株	—	—	22,274,688株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	404,754,322	18.5	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月4日 取締役会	普通株式	392,994,216	18.0	2021年9月30日	2021年12月1日

(注) 1. 2021年3月31日基準日の配当金の総額には、「従業員持株会支援信託E S O P」に係る信託口が保有する当社株式32,300株に対する配当金597,550円が含まれております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	390,473,694	18.0	2022年3月31日	2022年6月30日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、余裕資金については安全性の高い預金及び有価証券で運用をしております。受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って期日管理及び与信管理を行い、主な取引先の信用状況を半期毎に把握する体制としています。なお、資金調達には自己資金によっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度の連結決算日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 84 千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」及び「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
有価証券	300, 160	300, 160	—
投資有価証券	6, 526, 693	6, 526, 693	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

「有価証券」及び「投資有価証券」

これらの時価について、上場株式は相場価格を用いて評価しており、レベル1の時価に分類しております。一方で、地方債及び社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは大阪府や東京都を中心に賃貸オフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅、賃貸駐車場を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は223,560千円（主として賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産に関する事項

連結貸借対照表計上額	時 価
6, 812, 360 千円	7, 228, 173 千円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				連結計算書類 計上額
	ファイン ケミカル	ポーラス マテリアル	サービス	不動産関連	
売上高					
一時点で履行義務 を充足する収益	14,063,331	7,655,282	4,939,005	819,402	27,477,021
一定期間をもって 履行義務を充足す る収益	40,534	—	13,566	—	54,100
顧客との契約から 生じる収益	14,103,865	7,655,282	4,952,571	819,402	27,531,122
その他の収益	—	—	476,354	428,162	904,516
外部顧客への売上	14,103,865	7,655,282	5,428,925	1,247,565	28,435,638

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 商品及び製品の販売

顧客との契約において受注した商品及び製品を引き渡す義務を負っており、履行義務を充足する時点は、通常商品及び製品の引渡時であることから、当該商品及び製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、一部の国内販売については、出荷時から当該商品等の支配が顧客に移転される
ときまでの期間は通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

② サービスの提供

顧客との契約において受注したサービスを実施する義務を負っており、履行義務を充足する時点は、通常サービスの実施完了時点であることから、当該サービスの実施完了時点で収益を認識しております。

③ 業務委託

顧客との契約において一定期間にわたり役務の提供を行う義務を負っており、当該契約については、一定期間にわたる役務の提供により履行義務が充足されるため、顧客との契約に係る取引額を契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

上記契約に定める価格から値引き及びリベート、返品等の見積もりを控除した金額で収益を算定しております。いずれも重要な金融要素を含んでおりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	4,514,208
契約資産	—
契約負債	272,213

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が一年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,369.05 円
(2) 1株当たり当期純利益	126.38 円

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(1) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、2018年11月22日開催の取締役会において、「従業員持株会支援信託E S O P」（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。

本制度の導入に伴い、当社は、2018年12月10日付で、第三者割当により、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）（以下、「信託口」といいます。）に対し、自己株式222,800株を譲渡しております。

なお、当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託から従業員持株会に売却された株式に係る売却差損益、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を資産に計上しております。

① 信託が保有する自社の株式に関する事項

当連結会計年度においては信託口に当社株式は残存しておりません。

② 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末一千円

(2) 会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う当社の将来の状況の変化や様々な可能性について影響の度合いを具体的に見積もることは困難であります。

繰延税金資産の回収可能性及び固定資産に関する減損損失の認識の判断に関する会計上の見積りを行うにあたり、当社の企業活動はコロナ禍によってプラスマイナスの両面において広範な影響を受けましたが、今後のコロナ禍の拡大・収束にかかる影響は軽微な範囲に留まると仮定しております。

なお、現時点で入手可能な情報に基づいて最善の見積りを行っておりますが、今後の実際の推移がこの仮定と乖離する場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

イ. 子会社株式

総平均法による原価法

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

②棚卸資産

商品及び製品・仕掛品・

原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用の額は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

③役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、個別注記表（9. 収益認識に関する注記）に記載のとおりであります。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 「収益認識に関する会計基準」の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」といいます。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、返品されると見込まれる商品及び製品についての売上高及び売上原価相当額を認識せず、返金負債を流動負債の「その他」及び返品資産を流動資産の「その他」に表示しております。また、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費等の一部については、売上高から減額しております。代理人として行われる取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は 23,799 千円減少し、売上原価は 17,022 千円減少し、販売費及び一般管理費は 21,266 千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 14,490 千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は 57,536 千円減少しております。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」といいます。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 535,783 千円 (相殺前)

② その他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 7,313 千円

② その他の情報

固定資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 9,397,814 千円
- (2) 国庫補助金等により取得した建物の取得価額から控除した圧縮記帳累計額は7,665千円であります。
- (3) 関係会社に対する金銭債権又は債務
- | | | |
|----------|--------------|--|
| ① 短期金銭債権 | 15,121 千円 | |
| ② 短期金銭債務 | 87,443 千円 | |
| ③ 長期金銭債権 | 2,042,553 千円 | |
- (4) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額より繰延税金負債相当額を控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- ・再評価の方法
「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1項に定める近隣の公示地価に基づき、合理的な調整を行って算出しております。
 - ・再評価を行った年月日 2002年3月31日
 - ・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △64,395 千円

5. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- | | | |
|------------|------------|--|
| 売上高 | 221,656 千円 | |
| 仕入高 | 925,074 千円 | |
| 販売費及び一般管理費 | 13,281 千円 | |
| 営業取引以外の取引高 | 81,078 千円 | |

(2) 減損損失

場所	用途	種類
岐阜県高山市	遊休資産	土地
大阪府大阪市他	遊休資産	その他無形固定資産

当社は、主として継続的に収支の把握がなされる事業内容又は事業所単位に基づき資産のグルーピングを行い、賃貸用資産及び使用の見込みがない遊休資産は原則として物件ごとに個別のグループとし、独立したキャッシュ・フローを生み出さない本社及び厚生施設等については各社の共用資産としております。収益性が低下し投資の回収が見込めなくなった資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減少し、当該減少額を減損損失として7,313千円を特別損失に計上しております。その内訳は、土地3,741千円、その他無形固定資産3,572千円であります。

なお、土地については、固定資産税評価額等に基づく正味売却価額により測定し、その他無形固定資産の電話加入権については、市場価額等に基づく正味売却価額により測定しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度の末日における自己株式の数

普通株式

581,705 株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
未払費用	75,615
未払事業税	26,040
棚卸資産評価損	3,686
減損損失累計額	460,784
投資有価証券評価損	180
会員権評価損	14,024
退職給付引当金	170,353
役員退職慰労引当金	70,704
関係会社株式等評価損	604,548
関係会社貸倒引当金	130,200
貸倒引当金超過額	9,022
その他	103,546
繰延税金資産小計	1,668,706
評価性引当額	△1,132,922
繰延税金負債との相殺	△535,783
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△590,499
その他	△23,137
繰延税金負債小計	△613,637
繰延税金資産との相殺	535,783
繰延税金負債合計	△77,853
繰延税金負債の純額	△77,853

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)カト99オートサービス	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼任	貸付金の回収 利息の受取(注1)	37,375 千円 2,463 千円	関係会社 長期貸付金	388,253 千円
子会社	アスモ(株)	所有 直接 100%	資金の援助	貸付金の回収 利息の受取(注1)	20,000 千円 5,030 千円	関係会社 長期貸付金	826,000 千円
子会社	アライズ(株)	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼任	債権放棄(注2) 債権放棄損(注2)	57,000 千円 21,000 千円	関係会社 長期貸付金	－ 千円
子会社	(株)レンジ・ジャパン	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 貸付金の回収 利息の受取(注1)	35,000 千円 34,200 千円 3,100 千円	関係会社 長期貸付金 (注3)	518,300 千円
子会社	(株)ハネロン	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼任	貸付金の回収 利息の受取(注1)	30,000 千円 1,177 千円	関係会社 長期貸付金	180,000 千円
子会社	アズテック(株)	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼任	貸付金の回収 利息の受取(注1)	12,000 千円 819 千円	関係会社 長期貸付金	130,000 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付利息については、市場金利を勘案して決定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により甚大な影響を受けた子会社については、利息の受取につき、一部減免しております。

2. 長期貸付金について、債権放棄しております。これに伴い同社に対する貸倒引当金 36,000 千円を取り崩し債権放棄額との差額を債権放棄損に計上しております。

3. 長期貸付金に対し、15,000 千円の貸倒引当金を繰り入れ、420,000 千円の貸倒引当金を計上しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 商品及び製品の販売

顧客との契約において受注した商品及び製品を引き渡す義務を負っており、履行義務を充足する時点は、通常商品及び製品の引渡時であることから、当該商品及び製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、一部の国内販売については、出荷時から当該商品等の支配が顧客に移転されるときまでの期間は通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

(2) サービスの提供

顧客との契約において受注したサービスを実施する義務を負っており、履行義務を充足する時点は、通常サービスの実施完了時点であることから、当該サービスの実施完了時点で収益を認識しております。

上記契約に定める価格から値引き及びリベート、返品等の見積もりを控除した金額で収益を算定しております。いずれも重要な金融要素を含んでおりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,043.90 円
(2) 1株当たり当期純利益	91.92 円

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

- (1) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引
従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表（12. その他の注記（1））に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。
- (2) 会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響
会計上の見積りについては、連結注記表（12. その他の注記（2））に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。